

令和5年5月15日（月）  
第55回指定都市市長会議総務財政部会

# 外国人政策について

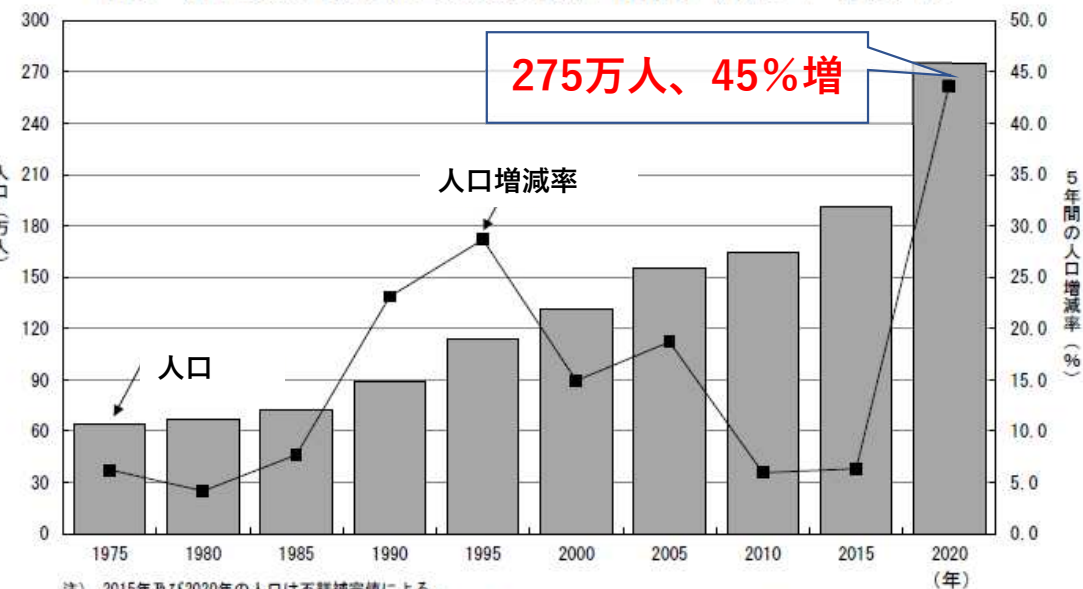
千葉市提案



# I 外国人人口・増減率の推移及び政令指定都市の外国人人口・比率

## (1) 日本全体の外国人人口及び外国人人口増減率

図8 外国人人口及び外国人人口増減率の推移（1975年～2020年）



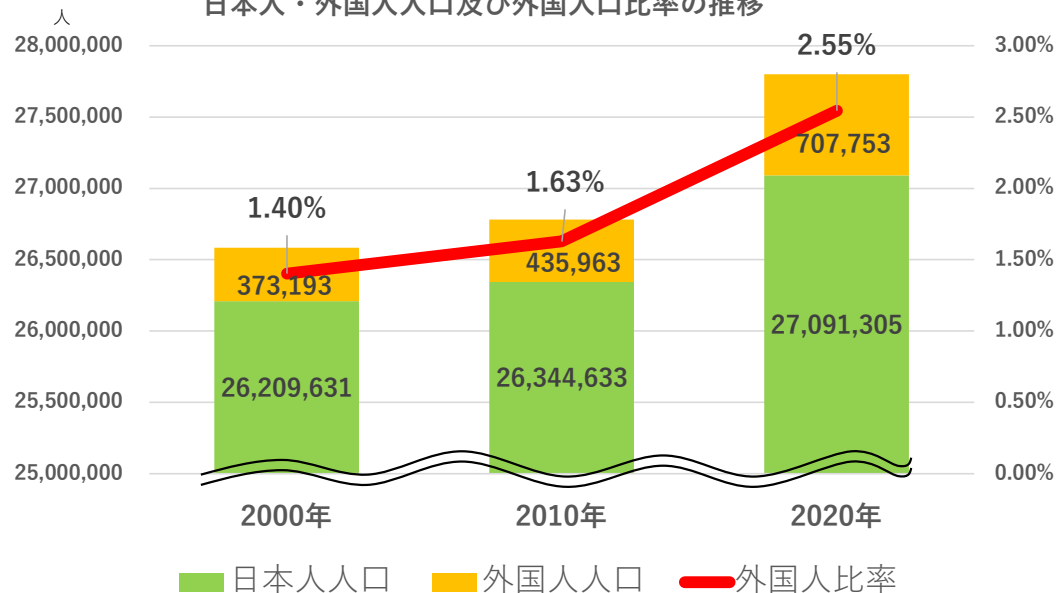
注) 2015年及び2020年の人口は不詳補完値による。  
 なお、2020年の人口増減率は不詳補完値により、2015年以前の人口増減率は原数値により算出

出典：国勢調査

我が国の外国人人口は増え続け、2020年時点で275万人、前回比45%増という高い増加率。

## (2) 政令指定都市における日本人・外国人人口及び外国人人口比率

日本人・外国人人口及び外国人人口比率の推移



出典：国勢調査

政令指定都市においても、外国人人口は増え、割合は高まっている。

## II 日本語教育について

(① 文化庁文化審議会国語分科会 「地域における日本語教育の在り方について」 (報告) 【概要】 )

### <日本語の達成レベルと学習時間>

定住する外国人に求められる「自立した言語使用者として生活していく上で必要とされる日本語」

**ア レベル・・・A 1、A 2からB 1までを対象**

**イ 学習時間・・・350～520時間程度を想定**

### <都道府県、市町村の役割>

ア 都道府県の役割

- (ア) 域内の日本語教育の体制整備
- (イ) 域内の市町村の日本語教育担当者等の研修
- (ウ) 域内の日本語教育のニーズの把握
- (エ) 域内の日本語教育の活動内容の広報

イ 市町村の役割

- (ア) 日本語教育の実施
- (イ) 日本語学習支援者の育成
- (ウ) 外国人等のニーズの把握
- (エ) 日本語教育に関する広報、住民の理解促進

※ 政令市は、都道府県及び市町村の両方の役割を兼ねており、上記予算の確保を要する。

### <(参考)外国人住民に求められる日本語レベルの尺度>

C 2	熟達した言語使用者
C 1	
B 2	自立した言語使用者
B 1	
A 2	基礎段階の言語使用者
A 1	

R4.11.29 文化審議会国語分科会「地域における日本語教育の在り方について」参照

**国は、日本語教育の在り方を示すものの、具体的な方針策定及び施策は自治体が担う。**

## II 日本語教育について

### (② 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案)

#### < 制度概要 >

- ア 日本語教育機関の認定制度
- イ 教員資格の創設（教員資格取得試験機関、教員養成機関、研修機関の創設）

#### < 政令市の意見 >

- B 1 レベルに達していない外国人住民数は多く、相当数の日本語教師等を育成しなくてはならないが、育成すべき人数（供給量）をいかに確保するのか、明らかになっていない。
- 専門人材の安定的な確保のためには、処遇への配慮が必要。  
（＝教師が生計を立てるに十分な給与を得られなければ、人材の定着、好循環は生まれない。）
- 人材育成・確保にあたって、国と地方の役割分担・経費負担が明らかになっていない。

**専門人材を量的に確保する手段が明らかでないところに最大の課題がある。**

## II 日本語教育について (③ 地域の日本語教育の現状)

### < 千葉市の外国人の状況 >

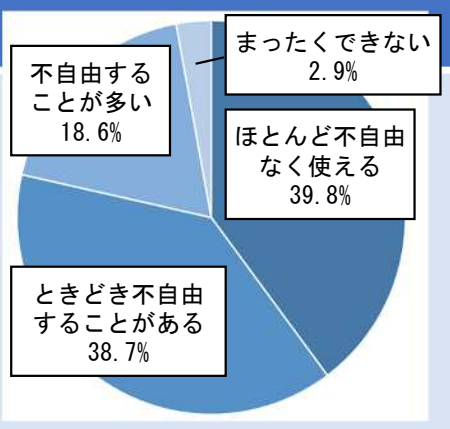
日本語を話すことに、

- 不自由することが多い 18.6%
- まったくできない 2.9%

⇒ **約20%**

日本語能力不足により、日常生活に困ることがある外国人

⇒ 30,000人 × 20% = **約6,000人**



### < 政令市の外国人の状況 >

「日本語能力不足により、日常生活に困ることがある」外国人住民の割合

**政令市平均 約33%**  
(有効回答があったもの)

### < 千葉市内での日本語教育提供の実態 >

- ① 【民間】日本語専門学校：12校
  - ② 【民間】日本語教室(ボランティア)：28教室
  - ③ 【市】運営費助成 上限10万円/年
  - ④ 【市】国補助を活用し、以下の事業を実施
    - ・千葉市地域日本語教育推進会議の設置
    - ・地域日本語教育コーディネーターの配置
    - ・日本語教室の運営、
    - ・日本語学習支援者の育成 など
- 本市R3決算：13,975千円(うち、国費6,727千円)

### < 必要な教師の人数 >

「外国人生徒：教師 = 20：1」で試算 (※)

↓

外国人約6,000人に対し、  
**約300人**の教師が必要

※日本語教育機関の運営に関する基準 (以下「法務省基準」) における「同時に授業を行う生徒数」の規定による

**日本語教育を必要とする外国人は (本市の場合) 約6,000人いる状況で、国が求める520時間/人の日本語教育を提供するためには、約300人の教師が必要。**

## II 日本語教育について（④-1 事業費の概算＜モデルケース＞）

外国人約6,000人への日本語教育提供（B1レベル）に必要な経費（本市試算）

＜前提条件＞ ○必要な教師を300人と想定。教師を養成後、教育を提供（複数年対応を想定）  
○外国人1人当たり520時間の学習時間（1日3.5時間、週3日、50週 ≒ 520時間）

		積算方法	
教師養成	講師謝金	42,000千円	10千円/h × 420h(※1) × 10人
	会場費	24,000千円	10千円/坪(※2) × 200坪(※3) × 12m
	教材費	7,500千円	25千円/人 × 300人
	小計	<u>73,500千円</u>	
教育提供	教師人件費	780,000千円	5千円/h × 520h × 300人
	会場費	480,000千円	10千円/坪(※2) × 4,000坪(※4) × 12m
	教材費	180,000千円	30千円 × 6,000人
	小計	<u>1,440,000千円</u>	
<b>合計</b>		<b><u>1,513,500千円</u></b>	(教師養成) 73,500千円 + (教育提供) 1,440,000千円

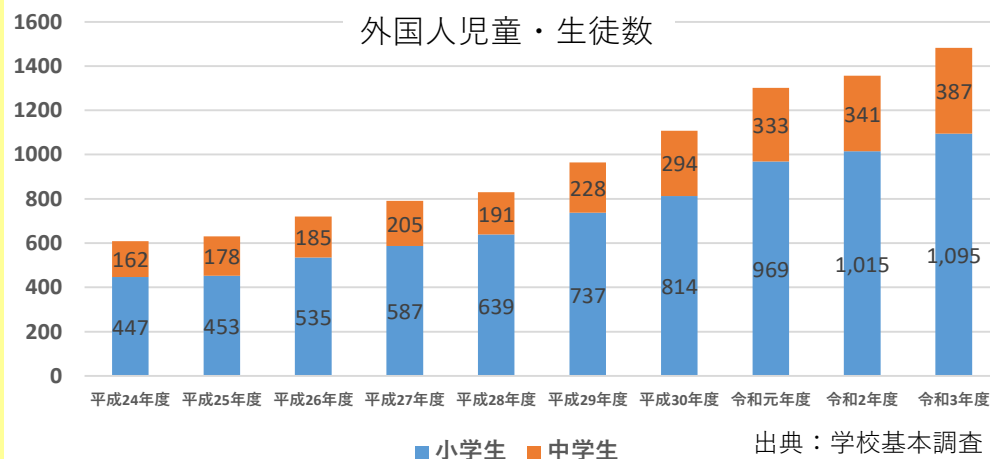
**教師養成 + 教育提供で、約15億円の経費が必要** ※生徒数増に応じた追加対応が必要

(積算のモデル) ※1 現状、民間事業者が提供する日本語教師養成講座(420h)を参考  
 ※2 本市内ビル平均坪単価  
 ※3 300人が講習を受ける面積(約200坪(法務省基準(2.3㎡/人) × 30人) × 10か所(講師10人))  
 ※4 6,000人が教育を受ける面積(約4,000坪(法務省基準(2.3㎡/人) × 6,000人))

## II 日本語教育について（④-2 小中学校における現状と課題）

### < 千葉市内の小・中学校における現状 >

- ・日本語指導教員（加配教員）：22人（全額国負担）
- ・外国人児童生徒指導協力員：15人（1/3国補助）
- ・外国人児童指導教室（小学校）：2校（1/3国補助）
- ・日本語指導通級教室（中学校）：2校（1/3国補助）  
(R5にサテライト教室を開室)
- ・夜間中学の開校（令和5年4月）



### < 具体的な課題 >

- ・外国人集住地区の小学校（外国に繋がる児童51人/全校児童88人、≒58%）  
⇒現場教師の努力により積み重ねられたノウハウを継承しながら、どうにか対応。
- ・日本語指導教員（加配教員）が不足しているため、  
⇒専門性を持たない他の教員が対応せざるを得ず、日本語指導の専門性が保たれない。  
学校にも大きな負担。  
⇒日本語指導の時間、回数を確保できない。

**地域の日本語教育の現場と同様に、日本語教育を提供する専門人材が圧倒的に不足している。**

## II 日本語教育について (⑤ 要請事項案)

### 要請事項 1 日本語教育の充実

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るにあたり、教育の質を確保するとともに、必要とする外国人への日本語教育の提供体制を構築するため、国の責任において、必要な経費を全額国費で措置すること。



### III 外国人住民への生活支援 (①外国人総合相談窓口の現状)

#### < 千葉市における具体的課題 >

- ・外国人相談件数の増加
- ・くらし全般多岐に渡る相談内容の多様化・複雑化  
 ⇒ 専門知識を要する案件や緊急性の高い案件に対し、必要に応じて適切な機関を判断し連携を行うなど、解決につなげるためのコーディネーションを行うことができる人材の確保が必要  
**本市では、相談員として「多文化共生コンシェルジュ」1名のほか、各言語生活相談員を8名配置しているが、十分な体制とは言い難い。**

■ 千葉市外国人総合相談窓口の相談内容内訳と推移

区分	H29	H30	R元	R2	R3	R4
くらし全般	793	835	865	791	1,094	998
(うち日本語学習)	(365)	(365)	(376)	(287)	(310)	(374)
医療・社会保障	133	99	94	71	119	101
出入国	51	97	136	140	117	76
雇用・労働	56	42	49	72	66	64
婚姻・DV	48	42	66	46	59	74
留学・就学	7	2	0	0	1	0
教育	60	47	71	36	40	35
ウクライナ	—	—	—	—	—	929
合計	1,148	1,164	1,281	1,156	1,496	2,277

■ コンシェルジュに求められる高い専門性 (例)

- ・言語能力
- ・コミュニケーション能力
- ・適切な関係機関に繋ぐコーディネート能力
- ・入管制度、社会保障制度、学校、住宅、就労に関する知識、地域の様々な情報
- ・多文化共生に関わる広範な知識、経験

**相談件数が増加するとともに、相談内容が複雑化・多様化しており、相談員の重要性が益々増しており、増員が必要である。**

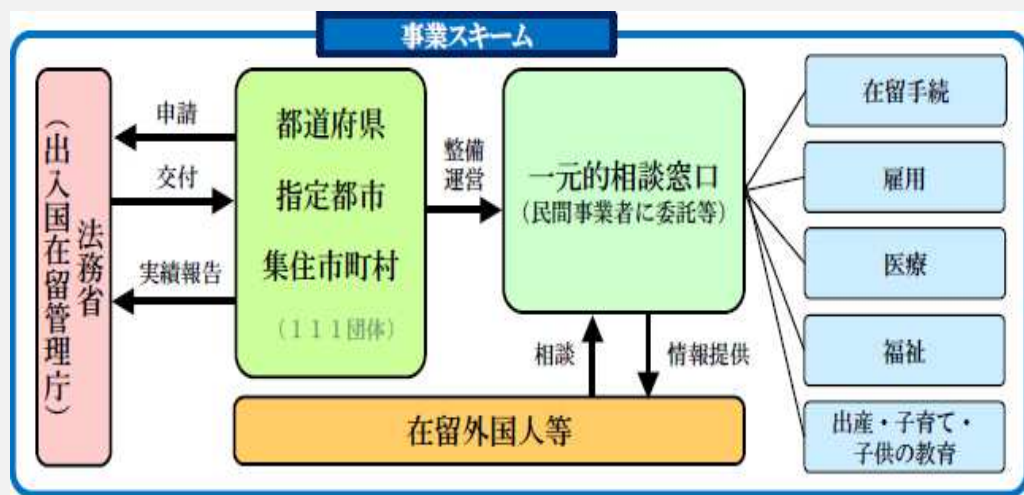
### III 外国人住民への生活支援（②外国人受入環境整備交付金の概要）

#### < 現行の制度 >

目的：在留外国人が、生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるように、  
 情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口の整備に取り組む地方自治体を支援。

交付額：①整備費：必要経費の全額 ②運営費：必要経費の2分の1

限度額：各1,000万円（外国人住民数5,000人以上の市町村） ※千葉市の外国人住民は約30,000人



#### 千葉市の状況

	外国人一元的相談窓口関係経費（運営事業） （国費：外国人受入環境整備交付金）		
	支出額	うち国費	国費割合
R3	15,631千円	7,815千円	50.0%
R4	17,958千円	8,979千円	50.0%
R5	予算 23,520千円	10,000千円	<b>42.5%</b>

※令和5年度の支出額は、上限額を超える見通し。

上限額が、外国人住民5,000人以上の市町村は一律1000万円だが、本市においても相談件数の増加などにより、上限額を超過・持ち出しが増加しており、指定都市の規模に見合っていない。

### III 外国人住民への生活支援（③要請事項案）

#### 要請事項 2 外国人受入環境整備交付金の拡充

在留外国人への生活支援は、本来、国が責任をもって対応すべきものであることを踏まえ、指定都市が、大都市における外国人の生活相談ニーズに適切に対応できるよう、外国人受入環境整備交付金の交付率及び上限額を引き上げること。